

# 下北山村事業継続支援金

令和5年12月に国道169号線上池原地区で発生した崩土の影響により、厳しい状況にある村内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

## 対象事業者

下北山村内に事業所を有する中小法人・個人事業者

※申請については、1申請者につき1回を限度とします。

## 主な支給要件

2024年4月～5月の売上総額が、2023年4月～5月の売上総額と比べて、  
**30%以上減少**、かつ  
**法人は20万円以上、個人事業者は10万円以上減少**  
していること

※売上額がわかる売上台帳や確定申告書の写し等を提出いただきます。

## 支給額

中小法人 **20万円**、個人事業者 **10万円**

## 申請受付

(受付期間) **2024年7月1日～9月30日まで**

(提出・問合せ先)

下北山村役場 地域振興課

TEL 07468-6-0001

〒639-3803 下北山村寺垣内983

※上記まで郵送、もしくはご持参ください（平日8:30～17:15）

※申請書類は、役場で配布もしくは下北山村HPに掲載しております